

行政実例

行政事務の解釈

(昭和26年9月13日地自行発第277号 各都道府県総務部長宛 行政課長通知)

1 「行政事務」とは、単に行政機関の権限に属する事務のみならず、立法乃至司法機関の権限に属する事務に関するものも含まれるものと広く解釈する事ができる。従って、この場合国会職員、裁判所の事務職員等の行う事務は含まれると解すべきである。

又、単なる労務、純粹の技術、単なる事務の補助等に関する事務は含まれないものと解される。

2 「行政事務」を担当する者であるかどうかの判別は次の基準によることが適当である。

(1) 文書の立案作製、審査等に関連する事務であること。(文書の立案作製とは必ずしも自ら作製することを要せず、広く事務執行上の企画等をも含む。)

(2) 或程度その者の責任において事務を処理していること。

3 以上より「行政事務」を担当する者であるかどうかについて具体的に例示すれば次の通りである。

(1) 地方公務員法付則第21項に規定する単純な労務に雇傭される職員は該当しない。

(2) 民生委員についても該当しないものと解すべきである。

(3) 消防組織法第11条の規定による消防吏員で2の事務を行う者は該当するものと解せられるが、同法15条の2の規定による消防団員は該当しない。

(4) 警察法第35条の規定による警察吏員で2の事務を行う者は該当するものと解せられる。

(5) 地方公共団体の議会の議員は該当しない。

(6) 選挙管理委員、監査委員、教育委員、農地委員、その他法令または条例に基づく委員会(いわゆる行政委員会)の委員は該当するものと解せられる。

(7) 地方公共団体の経営する病院の医師で衛生行政に関与しない者は該当しない。

(8) 教育公務員については、一般に該当しないものと解せられるが、いわゆる教育行政に関与する地位にある者は、すなわち、学長、校長、教頭、部局長、教育長等は該当するものと解せられる。教育委員会の事務職員については、1・2により判断されるべきであろう。

(9) 地方公共団体の議会の書記は該当するものと解する。

(10) 軍人であった者については、一般の兵は該当しないがいわゆる軍事行政に関係ある者、例えば陸軍省、連隊区司令部、連隊事務室等に勤務していた者で2の事務を行っていた者等は該当するものと解することができる。